

女性活躍推進法に基づく小倉記念病院の「一般事業主行動計画」

仕事と家庭の両立ができ、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づき、当院は次のとおり「一般事業主行動計画」を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 当院の現状と課題

当院の在職者のうち女性が占める割合は71.5%、在職者のうち管理職に占める女性の割合は36.1%で国の平均（15%）を大幅に上回るものの、在職比率を加味すると一層の女性登用が望めます。平均勤続年数は、女性が10.2年、男性が13.6年（役員および医局人事異動のある医師を除く）で、男性に比べて女性の在職年数が短い状況にあります。

3. 目標と取組内容

〈 目 標 〉

- (1) 男女の平均勤続年数の差を2年以内にする。
- (2) 管理職の女性登用比率を40%以上にする。

〈 取組内容 〉

- 女性が、家庭と仕事を両立しやすいように以下の取り組みを行います。
 - ・「所属長への毎月の時間外労働状況の通知・報告体制確立」により、更なる時間外労働削減を推進します。
 - ・役割分担を見直し、忙しい部門・職種の業務負担の軽減を図ります。
- 育児による退職を防ぐため、多様なシフトを持つ育児短時間制度の利用を促進します。特に女性医師の就労継続のためにより柔軟な勤務形態・勤務時間に対応します。
- 能力の高い非正規職員を対象に正職員への雇用転換を推進し、管理職候補の母集団を増やします。
- 健康診断後の受診勧奨、ストレスチェックや産業医・臨床心理士によるメンタルサポート等を推進し、健康的な就業継続を支援します。